

鴻巣奉仕会々則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、会員の緊密なる結合により鴻巣市商業の改善発展に資するため、商工会の指導のもとに会員事業の経営合理化並びに販売促進を図るに必要な連鎖奉仕をなし、お客様の便宜と購買意欲を高めることを目的とする。
- 第2条 本会は鴻巣奉仕会と称する。
- 第3条 本会は鴻巣市内において小売業を行なう鴻巣市商工会員を以って組織する。
- 第4条 本会事務所は鴻巣市商工会内に置く。
- 第5条 この会則で定めるものの外事業の執行、会計、その他必要な事項は理事会の議決を経て之を定める。

第二章 会 員

- 第6条 本会の会員は会費、並びにポイント登録カードを毎月一枚以上購入しなければならない。なお本会の趣旨に賛同するもので本会が認めたものは特別会員となることができる。
なお、鴻巣ひなちゃんカード2.0の発行にともない、ポイント登録カードの購入を同じ金額のDXポイントの購入に変更することができる。
- 第7条 本会入会の場合は理事会の承認を得、且つ入会金の納入するものとする。
- 第8条 本会は下の事由により脱退する。
- (1) 会員たる資格の喪失
 - (2) 解散又は破産
 - (3) 禁治産
 - (4) 除名
- 第9条 会員が次の各号の一に該当するときは総会の議決によって会員を除名することが出来る。
- (1) 本会に支払わなければならない金銭の支払を怠り催促を受けた後1箇月以内にその業務を履行しないとき。
 - (2) 本会発行のポイント登録カードの毎月責任額を怠りたるとき。
- 第10条 会員が脱退したときは本会の財産の分配を請求することは出来ない。
- 第11条 会員の店舗が一定期間閉鎖することなどにより、会員より休会の申し出がある時は、それを理事会に諮り、ポイントの登録カードの購入をその期間に限り休止することができる。なおその期間は、6か月以上1年以下とする。

第三章 役 員

第12条 本会は次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名 内総務部長（兼専務）、財務部長、事業部長各1名

常任理事 若干名

理事 若干名

監事 2名

顧問 若干名

本会の会長、副会長、監事、顧問は理事会で、常任理事、理事は地区においてきめ、総会の承認を得るものとする。

第13条 会長は本会を代表し本会の業務を総理する。副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第14条 本会の役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。補欠のため選任せられた者の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後であっても業務の遂行に支障あるときは、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第四章 会 議

第15条 会議は分けて総会及び理事会とする。

第16条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎年一回、臨時総会は次に掲げる場合に招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事が全員欠けた場合において監事が必要と認めるとき。
- (3) 会員は全会員の三分の二以上の同意を得て総会の目的及びその招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき。

第17条 総会においては次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散及び合併
- (3) 毎年度の事業計画
- (4) 収支予算及び経費の徴収方法
- (5) 会員の除名
- (6) 事業の執行に関する規定の設定及び変更

前項の議決は総会員の半数以上が出席してその議決権の三分の二以上で決める。

- 第18条 総会の議長には会長がこれに当る。但し会長事故あるときは副会長がこれに当る。
- 第19条 会員は総会において各一個の議決権を有する。
- 第20条 理事会は必要に応じて会長が招集する。理事会の議決を有する事項であっても軽微なものについては書面で表決することが出来る。
- 第21条 会長はこの会則に別に定められた場合の外、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に提出する議案
 - (2) その他会長が必要と認める事項

第五章 会 計

- 第22条 本会の事業年度は一年とし毎年3月1日より翌年2月末日に終るものとする。
- 第23条 会計は毎事業年度の終わりにおいて次に掲げる書類を調整し、通常総会の日より二週間前に監事に提出しなければならない。
- (1) 収支決算報告書
 - (2) 事業報告書
 - (3) 剰余金又は損失金の処分表
 - (4) 会員は前項に掲げる書類の閲覧を求めることが出来る。
- 第24条 監事は書類を受理したとき遅滞なく之を監査し、会計は書類及び監事の意見書を通常総会に提出してその承認を求めなければならない。
- 第25条 会計は財務部長がこれにあたる。
- 第26条 本会が解散したときは理事全員が清算人となる。

第六章 附 則

- 第27条 初年度は会則施行の日から始まる。
- 第28条 この会則に記載されていないこと並びに事業執行に際しての取り決め等に対しては別に内規をもうけることができる。

会 則 昭和46年5月1日施行
昭和49年第三回通常総会にて会則第11条の一部改正
昭和50年第四回通常総会にて会則第11条及び第14条の一部改正
昭和51年第五回通常総会にて会則第6条及び第28条の一部改正
昭和55年第九回通常総会にて会則第6条の一部改正
昭和57年12月6日臨時総会にて会則第22条改正
昭和62年5月19日第十六回通常総会にて会則第1、第6、第7、第11、第12条改正
第13条削除、第14条以降繰上げ、第24条改正、第27条新設

平成 24 年 7 月 5 日臨時総会にて会則第 6 条、第 9 条、第 28 条の一部改正
令和 2 年 6 月 5 日 第 49 回通常総会にて第 11 条を新設し旧第 11 条以降を繰り下げ、
新第 25 条、新 29 条を一部訂正
令和 6 年 4 月 23 日第 53 回通常総会にて、第 1 条、第 6 条、第 11 条、第 24 条改正、
第 29 条を削除

鴻巣奉仕会内規

入会金・会費

入会金は 10,000 円とする。

会費は月額 1,000 円とし SHIAGEL 端末貸与料 880 円と口座振替料 120 円を合わせて申し受ける。

死亡

- (1) 奉仕会員宅にて葬儀おこりたる場合は香典 5,000 円と生花等 1 本を贈る。
(但し経営者及び店に従事した者の死亡の場合に限る)

出張手当

奉仕会員、並びに役員及び職員の出張については、次の如く手当を支給する。

- (1) 日当として 1 日に 2,000 円（半日の場合は半額 1,000 円とする。）
(2) 宿泊費として 1 泊に付 7,200 円
(3) 旅費は実費

以上は県内外を問わずとする。但し招待会などの付添については、宿泊費、旅費は除く。

日当

- (1) 奉仕会の理事会・ポイントカードの回収作業に出席の場合は日当を
その都度支給する。（但し半日に付き 1,000 円とする）
(2) その他の日当については役員会で協議する。

特別手当

奉仕会の役員中、正副会長および常任理事については、任期満了時（任期 2 年）に各々 3,000 円を支給する。

地区

本会に次の地区を置く。地区長は当該地区常任理事があたる。
箕田・神明・吹上・川里、本一・東、宮本、仲町・御成、富永、石橋、相生、元市・人形の 8 地区とする。（理事は原則として 8 店に 1 名とする）

令和 7 年 1 月 1 日より